

●香川県告示第15号

昭和40年香川県告示第381号（港湾隣接地域の指定）の一部を次のように改正し、平成28年1月15日から施行する。

平成28年1月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
6 豊浜港港湾隣接地域		6 豊浜港港湾隣接地域	
(1) 指定地域の範囲		(1) 指定地域の範囲	
地区名	区 域	地区名	区 域
略		略	
和田浜	<u>基点第19号から188度26分20秒に引いた線、基点第19号から基点第22号までを順次結んだ線及び基点第22号から189度26分19秒に引いた線と水際線に囲まれた陸域</u> <u>基点第23号から258度45分47秒に引いた線、基点第23号から基点第26号までを順次結んだ線及び基点第26号から282度29分04秒に引いた線と水際線に囲まれた陸域</u>	和田浜	<u>基点第19号から10度に引いた、基点第19号から基点第23号までを順次に結んだ線及び基点第23号から280度に引いた線と水際線により囲まれた陸域</u>
(2) 基点の位置		(2) 基点の位置	
第1号～第18号	略	第1号～第18号	略
第19号	<u>四等三角点大平木（北緯34度04分06.3546秒、東経133度38分41.0481秒）から323度58分06秒、1,153.66メートル、観音寺市豊浜町和田浜字蛭子の下1467番1地先の表示杭</u>	第19号	<u>北緯34度4分22秒、東経133度38分31秒、豊浜町大字和田浜字蛭子の下1471番地の1地先の標柱</u>
第20号	<u>基点第19号から262度34分51秒、82.39メートル、観音寺市豊浜町和田浜字高須賀1489番1の表示杭</u>	第20号	<u>基点第19号から261.7度82メートル、豊浜町大字和田浜字高須賀1489番地の4の標柱</u>
第21号	<u>基点第20号から270度28分15秒、68.50メートル、観音寺市豊浜町和田浜字高須賀1509番21の表示杭</u>	第21号	<u>基点第20号から270.8度68.5メートル、豊浜町大字和田浜字高須賀1489番地の4地先の標柱</u>
第22号	<u>基点第21号から326度10分38秒、9.70メートル、観音寺市豊浜町和田浜字高須賀1531番12地先の表示杭</u>	第22号	<u>基点第21号から188.5度184.5メートル、豊浜町大字和田浜字高須賀1509番地の1地先の標柱</u>
第23号	<u>四等三角点大平木（北緯34度04分06.3546秒、東経133度38分41.0481秒）から307度16分31秒、1,408.02メートル、観音寺市豊浜町和田浜字高須賀1531番3地先の表示杭</u>	第23号	<u>基点第22号から191.5度698メートル、豊浜町大字和田浜字宮隅1624番地地先の標柱</u>
第24号	<u>基点第23号から192度04分19秒、427.65メートル、観音寺市豊浜町和田浜字高須賀1531番24地先の表示杭</u>		

第25号	基点第24号から102度05分03秒、285.79メートル、観音寺市豊浜町和田浜字宮ノ後1550番10地先の表示杭
第26号	基点第25号から192度21分01秒、310.52メートル、観音寺市豊浜町和田浜字宮隅1619番地先の表示杭